

〔論 説〕

自己株式会計の問題点

－原価法と額面法・払込資本法の検討－

奥 菌 幸 彦

〔要 旨〕

本稿では自己株式会計の考え方の枠組みを確認し、その中の具体的な会計処理方法である原価法と額面法・払込資本法に含まれる問題点を確認する。自己株式の会計処理の考え方の枠組みは、資産説と純資産項目控除説という本質観と、一取引観と二取引観という取引観とから構成される。そして純資産項目控除説のカテゴリーに入る会計処理法としては、一取引観に属する原価法と、二取引観に属する額面法・払込資本法とがあるが、これらを検討してみると、自己株式取得差損や自己株式処分差損の発生時、自己株式の消却時といった実際に純資産項目を減少させる段階において、払込資本と留保利益の区別の点で問題を抱えていると考えられる。

はじめに

本稿の目的は、自己株式の会計処理方法について検討を行い、その問題点を明らかにすることである。

これまで日本の会計基準や米国の会計基準で提示されてきた自己株式の会計処理方法としては、原価法 (cost method) と額面法 (par value method) ・払込資本法 (paid-in capital method) がある。

これらの方法は、比較的早くから自己株式の取得と保有が許容されてきた米国において1930年代から1960年代にかけて理論および制度の両面において展開され、確立してきたものである¹。それらの成果は、1939年に American Institute of Accountants (AIA) の会計手続委員会により公表された Accounting Research Bulletin No. 1² (後に1953年の Accounting Research Bulletin No. 43に再録) を経て、1965年の American Institute of Certified Public Accountants

¹ 米国での自己株式会計制度の変遷と展開については、伊藤 (1996)、増子 (1998)、梶田 (2001) を参照のこと。

² 自己株式に関わる部分は、もともとは、1938年に AIA 旧会計手続委員会が AIA 執行委員会宛てに提出した報告書の内容である (増子 (1998), 193ページ)。

(AICPA) の会計原則審議会 (Accounting Principles Board: APB) 公表の APB Opinion No. 6 (APB 6) に結実し、現在は Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification (FASB-ASC) Subtopic 505-30「自己株式 (Treasury Stock)」に受け継がれている。

一方、日本では、平成13(2001)年6月改正商法(平成13年法律第79号)以前においては、商法上、自己株式は自己株式の取得・保有が原則禁止されており、会計処理上は他の有価証券と同様に資産(流動資産)として扱われていた。また自己株式処分差額も営業外損益として扱われていた。しかしながら平成13年6月の商法改正によって自己株式の取得・保有が原則自由化され(いわゆる「金庫株の解禁」)、これを受けて平成14(2002)年2月21日に企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」が公表された。そこでは自己株式は純資産の控除項目となり、自己株式処分差額も純資産項目の増減として取り扱われることになった。

こうした中、自己株式の会計規定に対しては、「払込資本と留保利益の区別」をめぐる問題が指摘されている。例えば、現行の会社法では、自己株式の有償取得は払込資本の払戻しとされるにもかかわらず、利益での消却が許容されている点や、自己株式処分差額は株主からの追加払込とされているにもかかわらず、分配可能額に算入される点などである。

このような問題を考察するに先立ち、本稿では自己株式会計の考え方の枠組みを確認し、その中の具体的な会計処理方法である原価法と額面法・払込資本法に含まれる問題点を確認する。

1. 自己株式会計の枠組み

自己株式とは、株式会社が以前発行した自社の株式を株主から取得して手元に保有しているものをいう³。日本では自己株式について会社計算規則2条2項5号において「法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。」とあり、会社法113条4項において、「株式会社が有する自己の株式をいう」と規定している。

取得した自己株式は、その後、再びこれを社外の株主へ交付したり(これを自己株式の処分という)、消却したりする(なお、取得・処分においては有償によるものだけでなく、無償によるものもある)。したがって、自己株式取引に関しては、取得時、処分時または消却に会計処理が必要となる。

こうした自己株式取引時の会計処理についての考え方は、これまで数多くの論者によって検

³ ただし自己株式という用語は、社外にある自社株式あるいは自己の株式という意味も包含した概念としても用いられる(椋田(2001), 6-7ページ(注)(1))。

討されてきた。その代表的なものが自己株式を資産項目と考える方法(本稿では資産説という)と純資産からの控除項目と考える方法(本稿では純資産項目控除説という⁴⁾)である。後者はさらに原価法、額面法・払込資本法に分かれる。

資産説と純資産項目控除説は、「自己株式の存在そのものをどのように考えるのか」についての違いによるものである。また原価法と額面法・払込資本法は、「自己株式の取得とその期末(処分または消却)との関係をどのように捉えるのか」ということの違いによる。前者はいわば自己株式の本質観であり、後者はいわば自己株式取引の取引観であるということができよう。

自己株式会計の考え方は、これらの本質観と取引観ともいうべき2つの軸が交差するなかで展開されている(図表1)。

図表 1

		本質観	
		資産	株主との取引
取引観	一取引	資産説	原価法(純資産項目控除説)
	二取引	該当なし	額面法・払込資本法(純資産項目控除説)

2. 本質観：資産説と純資産項目控除説

自己株式には、一方で株式証券としての有価物という側面があり、他方で出資者である株主との取引により取得されたものという側面がある(染谷・武田(1971), 191ページ)。これらの側面から導かれる自己株式の本質観ともいうべき資産説と純資産項目控除説の考え方について述べる。

(1) 資産説

資産説は自己株式の株式証券としての有価物という側面を重視したものである。

自己株式は株式という価値物を会社が買い受けたものであり、会社の存続に伴い市場等にて一定の価格で取引されている限り有価物である。この点に着目すれば、自己株式は資産であるという考え方になり、他社の株式(有価証券)と同じような扱いを受ける。会計処理も原則と

⁴ これまで、論者によって「資本減少説」(桜井(1994))「資本控除説」(増子(1998))「資本取引説」(梶田(2001))等と呼ばれている。

して有価証券の取引と同様の処理がなされる。これが資産説と呼ばれるものである。

資産説は自己株式の取得・処分の取引を資産の取得・処分として考えるので、後述するように自己株式の取引を一取引とみる思考（一取引観）と不可分の関係にある。

資産説による会計処理は、資産勘定である自己株式勘定を設けて、取得時に取得額を記録し、その自己株式の処分または消却といった顛末を待って処理されることになる。

自己株式の処分（売却）時においては、取得額と処分（売却）額との間に差額が生じるが、これは他の資産と同様に売却益もしくは売却損といった損益として扱われる。日本では、平成13年6月改正前の商法においては、資産説による処理が行われていたので、自己株式を処分する際に生じた差額は営業外損益や特別損益として扱われていた（中村（1996）、51ページ）。

(2) 純資産項目控除説

純資産項目控除説は、自己株式の取得が出資者である株主との取引であるという側面を重視したものである。

自社の株式は、株主からの財産の払込みと引き換えに発行されたものである。この点に着目すれば、自己株式を有償で取得する場合等は株主に対する会社財産の引き渡しということになり、また取得した自己株式は株主から発行済株式を買い戻して手元に置いてある待機中の自社株以外の何者でもないということになる。

この場合、自己株式の取得は出資の払戻しや利益分配に関わるものであるので、会計処理上は株主の出資や利益に関連する純資産項目のうちどの項目に関係させるかが問題となる。

純資産項目のうちどの項目に関係させるかは、次の3つのパターンが考えられる。

①出資の払戻しと考えて、資本金（法定資本）や資本剰余金といった払込資本関係の項目に関連させる。

②利益の分配と考えて、利益剰余金といった留保利益関係の項目に関連させる。

③いわゆる部分清算的なものと考えて、払込資本項目と留保利益項目の双方に関連させる。

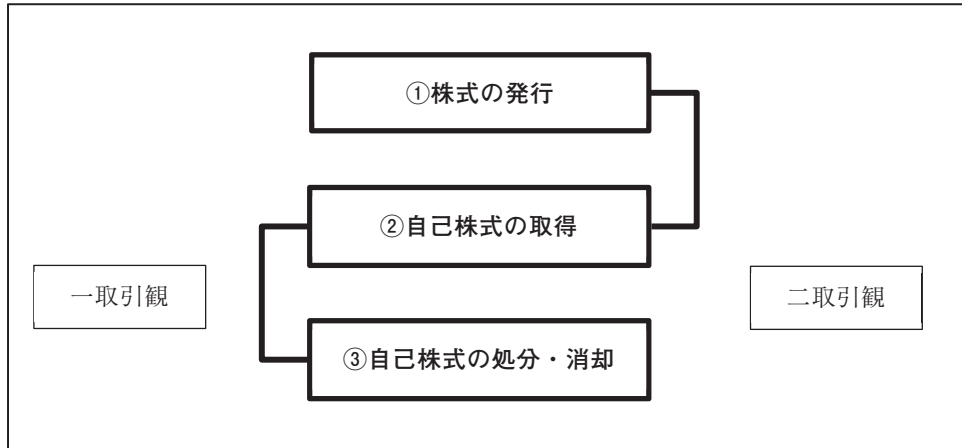
これらのうち、どのパターンを選択するかで、払込資本と留保利益の区別に関する問題も生じる。

3. 取引観：一取引観と二取引観

自己株式の取得と顛末（処分または消却）という取引の関係をどのように捉えるのかによっても、自己株式の会計処理に関する基本的な考え方が異なってくる（図表2）。とりわけ自己

株式を取得した時点での会計処理の考え方が違ってくる。

図表 2



一取引観⁵ (single-transaction concept) は、自己株式の取得 (②) とその後の自己株式の顛末(処分または消却) (③)を一連の取引として取り扱うものである (Hendriksen (1983), p. 488)。

これに対して二取引観 (two-transactions concept) は、自己株式の取得とその後の自己株式の顛末 (処分または消却) をそれぞれ別の独立した (切り離された) 取引として認識するものである (Hendriksen (1983), p. 489)。つまり自己株式の取得をもって一旦はそこで取引が完結したものと考え、自己株式の処分・消却については、別の新たな取引が行われると考えるのである。

二取引観は、自己株式の取得 (②) が独立した取引として考えるというものの、図表2をみると分かるように、実は自己株式の取得 (②) について完全に独立した取引として考えているのではなく、自己株式の取得 (②) を当該株式の当初の発行 (①) と結びつけて考えたものであることがわかる。つまり、「②自己株式の取得」を後の事象である「③自己株式の処分・消却」に関わらせたのが一取引観であり、前の事象である「①株式の発行」に関わらせたのが二取引観であると理解できる。

株式の発行は、会計処理では払込資本の増加を意味するので、自己株式の取得は発行済株式の回収であり、会計処理上は払込資本等の減少として理解されることになる。自己株式を取得

⁵ これまでの論者は、“single-transaction concept”ならびに“two-transactions concept”をそれぞれ「一取引概念」「二取引概念」(増子 (2008))、「一取引基準」「二取引基準」(野口 (2004))としているが、本稿では、これは取引の見方を示していると考えるので、ここでは敢えて concept を「概念」ではなく「観」と訳した。

した場合の会計処理の実質的内容は、必然的に株式の消却に準じたものとなる。このように、この二取引観は純資産項目控除説という本質観に整合する取引観である。

これに対して一取引観では、自己株式をどのように取り扱うかは、顛末（処分または消却）を待たなければならない。したがって、自己株式取得時点での会計処理は、取得に要した額を自己株式勘定に記録するのみにとどまり、自己株式勘定は必然的に一時的な仮勘定の性質をもつことになる。

前述したように、資産説の場合は自己株式を資産として処理することから、明らかにこの一取引観を想定するものである。この資産説と同じ一取引観の範疇にあり、純資産項目控除説による会計処理方法が原価法である⁶。

このことは APB 6 の par. 12において、自己株式を消却目的で取得する場合には二取引観に属する会計処理法である額面法・払込資本法による処理が求められ、それ以外、すなわち処分を目的とする場合には一取引観に属する原価法が求められていたことからわかる。

4. 具体的な会計処理方法についての考察

ここでは、純資産項目控除説に属する原価法、額面法・払込資本法を取り上げて検討すべき問題点を摘出したい。

(1) 原価法

原価法は、自己株式の本質観として純資産項目控除説に属し、取引観としては一取引観に属する。この方法は、1936年に公表された American Accounting Association (AAA) の A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports (会計原則試案) par. 16において提示された(伊藤(1996), 208ページ)。また平成13年6月の商法改正での自己株式取得規制の緩和を受けて会計処理方法が変更されたことに伴い、日本の企業会計基準第1号および会社計算規則24条においても提示されている方法である。

【原価法の仕訳例】

次のような取引を想定し、原価法による仕訳を示す。

(1) (取得時) 1株100円で自己株式10株を取得した。

(2-A) (処分時) 1株120円で自己株式10株を処分した。

⁶ 丹波(1954)は「原価法は、自己株式の取得とその後生ずる処分とを密接に関連するいわば一体の取引として処理するもの」と述べている(161~162ページ)。

自己株式会計の問題点

(2-B) (処分時) 1株80円で自己株式10株を処分した。

(2-C) (消却時) 自己株式10株を消却した。

仕訳

(1)	(借)	自己株式	1,000	(貸)	現金	1,000
(2-A)	(借)	現金	1,200	(貸)	自己株式	1,000
					自己株式処分差益	200
(2-B)	(借)	現金	800	(貸)	自己株式	1,000
		自己株式処分差損	200			
(2-C)	(借)	純資産項目	1,000	(貸)	自己株式	1,000

仕訳(1)は、自己株式の取得時の仕訳である。

処分時に取得金額と処分金額との間に差額が発生する場合、自己株式処分差額として記録される。仕訳(2-A)は自己株式処分差益が生じている場合であり、仕訳(2-B)は自己株式処分差損が生じている場合である。

仕訳(2-C)は自己株式を消却する場合である。消却する自己株式が額面株式ならば、消却差額が生じる可能性がある。

【自己株式勘定】

以上に示した事例に基づき原価法の自己株式勘定について検討する。

原価法では、取得した自己株式はその取得価額で自己株式勘定に記録される(仕訳(1))。取得価額はいわば自己株式の「取得原価(cost)」であり、それがこの方法の名称である原価法(cost method)の由来となっている。

一取引観に基づく原価法では、この記録額は取得した自己株式の発行時の会計処理とは何ら関係がなく、当該自己株式がその顛末を迎えるまでの一時的な記録でしかない。そして自己株式の処分(再発行もしくは売却)がなされたときに、処分した自己株式に相当する取得価額が貸方記入されて解消される。

こうした自己株式勘定での記録の取り扱いに関して、丹波(1954)は、「原価法は、自己株式の取得とその後に生ずる処分とを密接に関連するいわば一体の取引とみて処理するものであって、自己株式の取得によって会社には実質上の資本減少があり、その結果会計上の資本を構成するセクションに調整を生ずるという事実を反映するものではない。」(161ページ)と述べている。

また Hendriksen (1984) も「前者（一取引観のこと―筆者）は……ある株主から別の株主への株式の移動を会社がたまたま取り扱うからという理由だけで、留保利益から投下資本（払込資本のこと―筆者）へ金額を振り替えるべきではないという前提に基づいている」（p. 490）と述べている。

つまり自己株式の取得前と自己株式の処分後の自己株式勘定の記録に関わる部分については、純資産項目の構成上の変化、とりわけ資本金部分の変化はないという前提ものと考えられている。ただし、このような考え方は、当然のことながら、自己株式処分差損が生じる自己株式の処分や資本構成が変化する消却にあたっては採りえない。FASB-ASC 505-30-45-1では、原価法を消却以外の目的で自己株式を取得した場合に適用可能な方法であるとしている。

【自己株式処分差額】

自己株式勘定の記録を以上のように捉えた場合、処分時に発生する自己株式処分差額については少し議論が生じる。

自己株式処分差額は、自己株式を処分した場合に、その処分の対価と自己株式の帳簿価額との間に生じる差額である。処分の対価が帳簿価額を超過したものが自己株式処分差益であり、逆に下回ったものが自己株式処分差損である。

自己株式の処分によって得られた対価は、通常の株式の発行と同様に株主から払い込まれたものとみることができる。したがって自己株式処分差益は株主からの払込額が自己株式の取得価額を超過したものであり、払込資本の一部であると考えられている。

FASB-ASC 505-30-30-10は、自己株式処分差益について追加的払込資本（資本剰余金）として処理することを求めており、また企業会計基準第1号も「その他資本剰余金」に計上することを要求している（9項）。これらの基準は、いずれも払込資本の増加部分とすることで一致している。

しかしながら、払込資本のうちどの項目に帰属させるのかということについては疑問がある。例えば、新株の発行では、払込資本は会社法等の規定にしがって資本金（法定資本等）と払込剰余金に振り分けられるように、払込資本からなる純資産項目は資本金と資本剰余金である。しかしながら、以上で見たように、自己株式処分差益は資本剰余金の増加として処理され、資本金を増加させるとした見解は見たらない。これは、前述したように原価法が自己株式の取得前と自己株式の処分後の資本金の変化はないという前提に基づいた方法によるものだと考えられる⁷。

⁷ Paton and Paton, Jr (1955) は、原価法による処理が、新株を発行した場合の資本金額との整合性に欠くという問題点について指摘している（pp. 209～211）。

なお、企業会計基準第1号が、その他資本剰余金の増加に限定しているのは、会社法にて自己株式処分差益が分配可能額からの控除項目にされていないことによる⁸。

つぎに自己株式処分差損について述べる。自己株式処分差損は自己株式の処分によって純資産が減少した部分を示しているので、どの純資産項目を減少させるべきなのかが問題となる。

この問題については、昭和27（1952）年に公表された「税法と企業会計原則との調整に関する意見書（小委員会報告）」（以下、税法意見書）においても言及されている。税法意見書では、原価法および額面法による処理で生じる自己株式処分差損（意見書内では売却差損）の会計処理について、会計理論上多少議論が分かれているとして、（1）自己株式の売却差損は、利益剰余金に課すべきものとする説、（2）自己株式の売却差損は、まず資本剰余金に課し、資本剰余金により吸収しえない不足額を利益剰余金に課すべきものとする説、（3）自己株式の売却差損は、資本剰余金に課すべきものとする説の3つの説を紹介し、このうち（2）の見解が通説であり、会計原則上最も妥当な会計処理とされているとしている（各論第二、五 自己株式の買取差額および売却差額）。

FASB-ASC 505-30-30-10でも、「同種株式の売却や消却から得られた純差益額までは追加的払込資本に賦課され、それ以外は留保利益に賦課することができる。」と要求をしている。また、企業会計基準第1号では、「その他資本剰余金」から減少させ（10項）、その他資本剰余金残高が不足するときは、不足分を「その他利益剰余金」から減少させるよう要求している（12項）。

両者とも、払込資本と留保利益との区別の観点から、まずは資本剰余金を減少させ、不足する場合は利益剰余金から減少させることを要求している。しかしながら企業会計基準第1号では、払込資本と留保利益との区別の点で少し注意を要する。

日本では、会社法の規定において払込資本の区分は資本金と資本剰余金であるが、資本剰余金はさらに資本準備金とその他資本剰余金に区分される⁹。そして資本準備金を減少させるためには一定の手続きを要する。つまり企業会計基準第1号では、自己株式処分差損は払込資本であっても資本準備金には賦課されず、払込資本部分を残したまま利益剰余金に賦課される可能性がある。そこでは「利益の資本化」が起こる可能性があるのである。

また逆の「資本の利益化」が起こる可能性もある。それは、本来、留保利益に賦課されるべきものが払込資本部分に賦課される場合である。自己株式処分差損が払込資本の減少に相当せず、利益の分配に相当する場合がこれにあたる。

⁸ 会社法446条及び461条2項。

⁹ 米国の州会社法では日本のような法定準備金制度は見られない。

さらには処分した自己株式の原価を取得時点の純資産の払込資本と留保利益のプロラタ (pro-rata) で考えた場合、自己株式の原価には留保利益部分が含まれることになる。この場合は、処分差損は留保利益の減少にあたると考えられる。結局のところ、自己株式処分差損の処理においては純資産項目の減少部分を払込資本に賦課するのかそれとも留保利益に賦課するのかという点で問題を抱えているのである。

【消却時の処理】

原価法は、自己株式の取得前と自己株式の処分後の自己株式勘定に関わる純資産項目については変化ないと考えるものであるが、消却時にはこの前提があてはまらなくなり、やはり純資産項目への振り分けが問題となる。

現行の企業会計基準第1号では、「自己株式を消却した場合には、消却手続が完了したときに、消却の対象となった自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から減額する」とし(11項)、その他資本剰余金残高が不足するときは、不足分をその他利益剰余金から減少させるよう要求している(12項)が、平成18(2006)年改正前企業会計基準第1号では「減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従」うとしていた(平成17年改正企業会計基準第1号12項)。

現行の基準が、その他資本剰余金からの減額に限定したのは、「会社計算規則において優先的にその他資本剰余金から減額することが規定された(会社計算規則24条3項)ため、平成18年改正の本会計基準では、これに合わせることにした」(45項)ということであり、理論面における積極的な言及を避けている。

以上のように消却時の会計処理は、自己株式処分差損と同様に払込資本の減額か、それとも留保利益の減額かという問題を残しているのである。

(2) 額面法・払込資本法

額面法・払込資本法は、1936年に公表されたAAA会計原則試案において示され(増子(1998)188ページ、伊藤(1996)208ページ)、現在でもアメリカのFASB-ASC 505-30においても提示されている方法である。日本では昭和27(1952)年に公表された税法意見書において紹介されているが、これまで商法・会社法の会計規定や企業会計基準では採用されていない。したがって、以下に述べる事例や検討は、丹波(1959)、野口(2004)、増子(2008)で紹介されているものに基づいて行うことにする。

【額面法・払込資本法の仕訳例】

額面法は、額面株式の額面を基準にして自己株式勘定への記録を行うものである（増子（2008）138ページ）。取得した自己株式が額面株式ならば、取得した株式の額面総額に相当する金額が自己株式勘定に記録される。

取得した自己株式が額面株式ではなく、無額面株式である場合は、1株あたりの平均資本金額をもって記録を行う。この記録額を用いる場合は払込資本法と呼ばれる。また払込資本法には発行価額（払込資本額）でもって記録を行う方法もある¹⁰。ここで払込資本法という場合、特に断りのない限り、1株あたりの平均資本金を用いた払込資本法のことである。

以下、取引例とその仕訳を示す。いずれも額面（もしくは1株あたりの平均資本金額）100円を想定する。

（1-A）（取得時）1株80円で自己株式10株を取得した。

（1-B）（取得時）1株120円で自己株式10株を取得した。

（2-A）（処分時）1株120円で自己株式10株を処分した。

（2-B）（処分時）1株80円で自己株式10株を処分した。

（2-C）（消却時）自己株式10株を消却した。

仕訳

（1-A）	（借）	自己株式	1,000	（貸）	現金	800
					自己株式取得差益	200
（1-B）	（借）	自己株式	1,000	（貸）	現金	1,200
		自己株式取得差損	200			
（2-A）	（借）	現金	1,200	（貸）	自己株式	1,000
					自己株式処分差益	200
（2-B）	（借）	現金	800	（貸）	自己株式	1,000
		自己株式処分差損	200			
（2-C）	（借）	純資産項目	1,000	（貸）	自己株式	1,000

¹⁰ 1株あたりの発行価額（払込資本額）でもって記録を行う方法は、野口（2004）が示している（16～17ページ）。

自己株式の取得時には、自己株式勘定への記録額と取得額との間に取得差額（取得差損益）が生じることがある。仕訳（1-A）は取得差益が生じている場合であり、仕訳（1-B）は取得差損が生じている場合である。

また処分された自己株式に関わる自己株式勘定への記録額と処分額との間に差額（処分差損益）が生じることがある。仕訳（2-A）が、処分差益が生じている場合であり、仕訳（2-B）が、処分差損が生じている場合である。

仕訳（2-C）は、消却時の処理である。ここでは純資産項目と示しているが、額面法の場合、一般的に資本金がそこに充てられる。

【自己株式勘定】

繰り返しになるが、額面法・払込資本法は二取引観による方法である。したがって、その取得時の会計処理は、取得した自己株式それ自体が過去に発行された時に行われた会計処理に密接に結び付けて行われる。すなわち株式を有償で発行した時の会計処理は払込資本（資本金および資本剰余金）の増加として処理されるので、自己株式を有償取得した場合は、当該株式が発行されたときの払込資本が株主に払い戻されたと考え、会計上は払込資本の減額ということになる。

FASB-ASC 505-30は額面法・払込資本法を消却もしくは消却予定目的で自己株式を取得した場合に適用される方法であるとしている。このことから分かるように、額面法・払込資本は株式の消却を前提にした方法である。

では、この方法において自己株式勘定は具体的に何を意味するのだろうか。

上記の事例において、自己株式勘定には、取得した自己株式の額面総額に相当する金額が記録されていることから、払込資本のなかの資本金の部分が反映されている。株式の発行時においては、額面総額は資本金勘定に組み入れられるのが一般的だからである。つまり自己株式勘定は、資本金からの控除項目を示す勘定として用いられているのである。この点において、額面法は、株式と資本金とが密接に結びついていることを前提にした方法であると理解できる。

FASB-ASC 505-30では、みなし消却法（constructive retirement method）という方法についても規定している。この方法は自己株式の取得時に自己株式勘定を設けずに、自己株式の取得時に株式を有償消却した場合と同じ会計処理を行うものである。しかし会社法等の関係で法的手続き等を踏んで正式な消却が決定するまでは、資本金額を減少させることはできない場合がある。この点を重視して、正式な消却を行うまでの一時的な記録として自己株式勘定を用いるのが額面法である。

払込資本法でも、1株あたりの平均資本金額が用いられる場合は、その記録額にある程度の

ズレが生じることがあるが、その金額は資本金の減少額を示すので基本的には額面法と同様である。

ところが1株あたりの平均払込資本額や発行価額が用いられる場合になると、少し解釈が異なってくる。自己株式勘定への記録額は平均払込資本額や発行価額に基づくものとなるので、この場合は、記録額に資本金だけでなく資本剰余金（払込剰余金）の一部も含まれることになる。つまり自己株式勘定は資本金というよりも払込資本（すなわち資本金+資本剰余金）に関連する部分を表すものとなり、厳密に言えば、額面法における自己株式勘定と性質が異なる。この場合、消却や処分時にその記録額を資本金と資本剰余金に対してどのように振り分けるのが問題となる。

また、平成13年改正前商法のように、資本剰余金（払込剰余金）のほとんどがその用途が限られている資本準備金（欠損填補以外の取崩は原則的に禁止されていた）とされる場合は、資本剰余金ではなく、留保利益（利益剰余金）に対して賦課が行われてしまうことになり、払込資本と留保利益の区別上の問題が発生する。

さらには、この方法では、取得した自己株式の当初の発行価額等を特定しなければならないことになるが、その特定が現実にはできるかどうか疑問が残るところである¹¹。

【自己株式取得差額】

額面法・払込資本法では取得時に取得差額が生じる。取得差額は、取得時に減少を予定する資本金額等と自己株式取得対価との差額である。

額面法・払込資本法における取得差益は、減少を予定する資本金額が自己株式取得対価額を上回った額である。FASB-ASC 505-30-9は、取得差益について追加的払込資本（資本剰余金－筆者）に反映されなければならないとしている。

丹波（1959）は「かつて株主による払込資本のうち株式取得に際して払い戻されなかった部分であり、その性質は払込剰余金である。」（161ページ）と述べているが、取得差益は株主への払戻額よりも資本金額の減少額が大きいという点で減資差益と同様である。取得差益の内容は、その全額が資本剰余金の増加として処理される。

他方、取得差損は、自己株式取得対価額が予定する資本金減少額を上回った額である。取得差損についてFASB-ASC 505-30-8では、「買戻価格が額面価額もしくは表示価額を超える場合の超過額は、追加的払込資本と留保利益に配分することができる」としている¹²。

野口（2004）で示している仕訳例はFASB-ASC 505-30-8と同様に、取得差損のうち取得し

¹¹ 増子（1997）も実務的に煩雑すぎると述べている（150～151ページ）。

¹² APB 6では、「追加的払込資本（paid-in capital）」が「資本剰余金（capital surplus）」となっている（par. 12）。

た自己株式の発行価格までは資本剰余金の減少とし、残りを利益剰余金に賦課している(16ページ)。

丹波(1959)も同様に取得差損のうち取得した自己株式の発行価格までは払込剰余金(資本剰余金)に賦課し、不足分を「会社へ株式を譲渡した株主への分配と考えて利益剰余金に課する」としている(161ページ)。

以上の見解は、取得差損について原則として払込資本と留保利益に対してプロラタで割り当てる必要があることを示している。このプロラタが何らかの理由で阻害されると、留保利益の払込資本化や逆に払込資本の留保利益化が起きる。前述したような資本剰余金とその取崩目的が制限された資本準備金となっている場合や、本来、利益剰余金に賦課すべきものを資本剰余金に賦課する場合である。つまり振り分け方次第で、自己株式勘定への記録時の問題と同じく払込資本と留保利益の区別上の問題が生じるのである。

【自己株式処分差額】

二取引観では、自己株式の処分は新株の発行と同様に考えることから、自己株式処分差額については新株の発行に準じて考える必要がある。

株式の発行時においては、株式の発行により得た金額を資本金に組み入れ、残額を資本剰余金である払込剰余金にする。このことからすると、自己株式処分差益は払込資本であり、一般に払込剰余金と同様のものと考えられる。ただし、払込資本は資本金と払込剰余金からなるので、額面法・払込資本法の自己株式処分差益においても、原価法の自己株式処分差益と同様に、新株発行時の処理における資本金額との整合性という問題が生じる。

払込資本と留保利益の区別の観点から問題となるのが、自己株式処分差損である。額面法・払込資本法では、自己株式勘定の記録額は、自己株式の取得で減少したとみなされる資本金額を意味する。そう考えれば、処分差損の存在は、自己株式の処分によって資本金額が回復しなかったことを意味することになる。また株式の発行という観点に立てば、これは株式が実質的には額面以下で発行されたのと同じような意味になる。したがってそれは減資差損(あるいは資本金欠損)的な意味を持つものと考えられる。

原価法の検討で述べたように、この部分を資本剰余金に割り当てるのか、利益剰余金に割り当てるのか、それともその双方に割り当てるのか、原価法の場合と同様に議論の余地が残る。

【消却時の処理】

額面法・払込資本法はそもそも消却を想定した会計処理方法なので、消却時における会計処理は取得時に行われた(想定された)ものに沿って行われる。

自己株式勘定が取得時に明らかに資本金額の減少額を示すものとして記録されているのであ

れば、あまり問題は生じない。資本金以外の純資産項目は取得時にすでに減少済みであり、減少する純資産項目は資本金のみだからである。

しかし1株あたりの平均払込資本額や発行価額が用いられる払込資本法になると、少し解釈が異なってくる。自己株式勘定への記録額は平均払込資本額や発行価額に基づくものとなるので、この場合は、記録額に資本金だけではなく資本剰余金（払込剰余金）の一部も含まれることになり、消却時にはその内容の振り分けが問題となる。これは、取得時の会計処理問題をそのまま引き継ぐものであり、純資産項目への振り分けの問題となる。

おわりに

以上、自己株式の本質観と取引観という自己株式会計の考え方の枠組みを確認したうえで本質観の純資産項目控除説のカテゴリーに入る原価法と額面法・払込資本法について検討を行ってきた。

原価法は自己株式勘定が表す取得額部分の純資産項目については純資産項目（資本構成）の変化がないということを前提とし、自己株式の処分時に発生する自己株式処分差額については、自己株式処分時に資本金額以外の純資産項目で調整する方法であった。そのような前提の是非はさておいても、処分差額のうち自己株式処分差損が生じるときや消却時において減少させるべき純資産項目の振り分けについて、払込資本と留保利益の区別が乱れるという問題点があった。

他方、額面法・払込資本法は、自己株式の取得時に株式の消却を想定して会計処理を行う方法であった。自己株式勘定は減少を予定する資本金額を表すものであり、消却時においてもあまり問題は生じなかった。しかしながら自己株式の取得時に生じる取得差損や処分時に生じる処分差損については、原価法と同様にそれらをどのような純資産項目に振り分けるのかという点で払込資本と留保利益の区別上の問題が生じていた。

最後に本稿では会計処理方法について検討しなかった資産説による会計処理の問題点について少し触れておきたい。

資産説では、自己株式をあくまでも資産項目として扱うものがあるが、自己株式の消却という局面に至ると、自己株式のもう一つの側面である株主との取引であるという点を無視することができなくなり、消却時の会計処理においては、資産説であっても借方項目は純資産項目とならざるを得ないということになる。つまり消却時においては資産説の論理を貫徹できず、純資産項目控除説と同様の処理をおこなうことになり、結果、それと同様の問題を抱えることにな

る。

結局のところ、いずれの会計処理方法を選択するにせよ、株主に対する純資産からの払戻しとなり、実際に純資産項目を減少させる段階に至ると、減少させるべき項目についての合理的な判断が必要となってしまうのである。

本稿では、この合理的な判断の方法については考察しなかったが、自己株式の取得が会社の根幹に関わってくるものである限り、そこには会社法等における自己株式の位置づけが深く関わってくる。これについては別稿にて検討を行いたい。

日本では平成25（2013）年以降、自己株式の取得が急増しているという¹³。しかし本稿で確認したように、自己株式の取引に伴う自己株式会計においては払込資本と留保利益の区別を崩すものを孕んでいることに注意しなければならない。

参考文献

- American Accounting Association (1936), A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports.
- 伊藤邦雄（1996）『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- 梶田龍三（2001）『自己株式会計論』白桃書房。
- 企業会計基準委員会（2015）企業会計基準第1号『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準』。
- 経済安定本部企業会計基準審議会（1952）「税法と企業会計原則との調整に関する意見書（小委員会報告）」。
- 桜井久勝（1994）「自己株式の取得規制と会計処理」『税経セミナー』39巻16号，税務経理協会，4～9ページ。
- 柴谷恭二郎・武田安弘（1973）『現代資本金会計論』中央経済社。
- 丹波康太郎（1954）『資本金会計』中央経済社。
- 中村忠（1996）『新訂株式会社社会計の基礎』白桃書房。
- Financial Accounting Standards Board (2009), *Treasury Stock*. ASC Subtopic 505-30.
- Paton. W. A. and W. A. Paton, Jr. (1955), *Corporation Accounts and Statements*, New York: The Macmillan Company.
- Hendriksen, E. S. (1982), *Accounting theory*, 4th ed., Homewood, Ill.: R. D. Irwin.
- 増子敦仁（1997）「自己株式の財務諸表上の表示」『経理研究』41号，中央大学経理研究所，143～155ページ。
- 増子敦仁（1998）「アメリカにおける自己株式会計の変遷」『経理研究』42号，中央大学経理研究所，184～197ページ。
- 増子敦仁（2008）「第9章自己株式」石川鉄郎・北村敬子『資本金会計の課題』中央経済社，133～158ページ。
- 野口晃弘（2004）『条件付新株発行の会計』白桃書房。

¹³ 日本経済新聞2015年4月20日夕刊1面「自社株保有最高20兆円」。